

記者発表資料

「土木工事電子書類スリム化ガイド」を改定しました。 ～インフラ分野のDXを推進し、受発注者双方の働き方改革を推進～

関東地方整備局では、平成30年度に「土木工事書類作成マニュアル」を策定し様式の統一化等により効率化を図るとともに、「土木工事書類スリム化ガイド」を策定し工事書類を必要最小限にスリム化（簡素化）する取り組みを図ってきたところですが、今回更なる改定を行いました。

今回改定した「土木工事電子書類スリム化ガイド」では、

- ・ 受発注者間で作成書類の役割分担の明確化
- ・ 書類の電子化
- ・ 遠隔臨場やWEB会議の活用

等の追加を行いインフラ分野のDXを推進し、円滑な工事の施工を図るとともに受発注者双方の働き方改革を推進します。

※「土木工事電子書類作成マニュアル」、「土木工事電子書類スリム化ガイド」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

(HPアドレス) <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局	電話	048-601-3151 (代)
企画部 技術調査課	課長	後閑 浩幸
	建設専門官	川路 隆之

「土木工事電子書類スリム化ガイド(改定)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

- ・令和3年10月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開始する関東地方整備局(港湾空港関係、営繕関係を除く)発注工事。
(入札手続き中及び契約済みの工事についても適用)
- ・受注者、発注者・監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は工事書類のスリム化に留意するものとする。

■ポイント

- ✓ 工事書類は電子データが原則であることを明確化にするため、名称を「土木工事電子書類」に改定。
- ✓ 工事着手前に設計審査会にて受発注者間で作成書類の役割分担の明確化。
- ✓ 設計審査会をはじめ、会議資料は電子データを原則(ペーパーレス)としプロジェクター、タブレット等の活用やWEB会議に努める。
- ✓ 施工計画書は、概算・概略数量発注により詳細が未定の場合、準備工着手時は必要最小限の項目を作成し、施工内容が確定した後に詳細な施工計画書を作成すればよい。
- ✓ 遠隔臨場を活用し、効率的な段階確認、材料確認、立会の監督を実施。
- ✓ 創意工夫・社会性等に関する実施状況は10項目までの提出とする。
- ✓ 完成検査は「検査書類限定型工事」(検査書類を10種類に限定)を活用し、効率的な検査を実施。
- ✓ 作成が不要な書類、提出が不要な書類、その他スリム化に関する留意事項を明記。

令和3年度 関東地方整備局における工事書類の電子化、スリム化

～インフラ分野のDXを推進し、受発注者双方の働き方改革を推進～

入札契約手続き

工事着手前

工事中

工事完成

土木工事電子書類スリム化ガイド (R3.9月改定)

✓ 工事書類を最小限に簡素化(スリム化)!

土木工事電子書類作成マニュアル (R3.9月改定)

→ 工事書類の電子化、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化

受注者と監督職員とのやりとり

(工事書類、打合簿)

情報共有システム(ASP)による電子化

(ペーパーレス)

監督

段階確認、材料確認、立会

遠隔臨場 (R2～試行)

✓ Webによるリモート監督

設計審査会

プロジェクト、タブレット等を活用したペーパーレス開催、WEB開催

・発注者・・・副所長(委員長)、発注担当課長、主任監督職員等

・受注者・・・監理技術者、現場代理人等

工事着手前

- ✓ 工事工程のクリティカルパスの共有
- ✓ 協議資料等の受発注者間の役割分担を明確化

✓ 設計変更の妥当性、一時中止の判断を審査

設計変更の透明性、公平性、迅速化

電子契約システム
設計成果品のWeb閲覧
電子入札システム

R2～
全工事

R2～

オンライン電子納品
工事検査書類限定型工事

R3.秋
本格運用

R3
本格運用